

令和7年10月9日

舞鶴市議会議長

肝 付 隆 治 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

再議請求について

令和7年9月定例会において、令和7年10月7日修正議決された第54号議案令和7年度舞鶴市一般会計補正予算第4号については、次の理由により異議があるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第176条第1項の規定により再議を求める。

理由

令和7年度舞鶴市一般会計補正予算第4号の修正予算については、次のとおり異議がある。

第54号議案令和7年度舞鶴市一般会計補正予算第4号が修正議決された理由は、施工協議により実施した工事費の損害賠償を支払うために下水道事業会計へ繰り出す補助金に関して、損害賠償額が議案として精査されているとは思えないとの理由により認められないということであった。

しかしながら、当該損害賠償に係る事案については、相手方の鶴美・ホクタン・サン開発特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）と度重なる交渉を経て確定した金額であること、また、審査のために議会から求められた資料を都度提出し、これまで多くの時間を費やして静溪ポンプ場整備に関する調査等特別委員会及び予算決算委員会静溪ポンプ場整備に関する分科会において、秘密会などを通じ丁寧な説明をし尽くしてきたこと、さらには、審議を付託された専門的な機関である予算決算委員会及び静溪ポンプ場整備に関する調査等特別委員会において可決すべきものとされたにもかかわらず、修正案が唐突に提案され、議会が求めてきたはずの十分な審議がなされない状況下で可決となったことは執行機関としては大変遺憾であると考えている。

今回、可決された修正案は損害賠償を否定するものではないとしつつも自ら適正額を措置するわけではなく、単に8款土木費から12款予備費へ付け替えただけの予算となっている。この予算では、地方自治法第217条第2項の規定により、結果

的に当該予算は執行できず、議会として損害賠償を支払おうとする意図が感じられない。よって、このような修正案の可決に伴い、JVへの損害賠償の執行の停滞によって生じる未払期間がさらに延長されることで、法人の資金繰りや会社経営の影響も懸念されるとともに、当該法人からの重ねて早期の支払いを求められている状況も考慮すると、看過できない状況であると認識している。

改めて、静溪ポンプ場に係る土木工事契約の解除については、増加する工事費の状況を踏まえ、当該工事を当初契約のまま継続するより、一旦立ち止まって改めて施工方法等について再検討するほうが有益であると判断したものであり、工事費が増加する先行きの見えない状況をストップさせ、本市負担額に歯止めをかけるために適切に判断したものであり、本予算は真に必要なものであると認識しているところである。

以上のことから、再議を求めるものである。